

官報

号外

昭和二十七年四月十九日

第十三回 衆議院會議録第三十三号

昭和二十七年四月十九日(土曜日)

開議日程 第三十二号

午後一時開議

第一 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(参議院提出)

第三 特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第五 優生保護法の二部を改正する法律案(参議院提出)

第六 医療法の二部を改正する法律案(参議院提出)

第七 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 主要農作物種子法案(坂田英二君外二十三名提出)

本日、會議に付した事件

日程第一 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(参議院提出)

日程第三 特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 優生保護法の二部を改正する法律案(参議院提出)

日程第六 医療法の二部を改正する法律案(参議院提出)

日程第七 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 主要農作物種子法案(坂田英二君外二十三名提出)

午後一時五十分開議

○議長(林義朗) これより會議を開きます。

第一 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(参議院提出)

第三 特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第五 優生保護法の二部を改正する法律案(参議院提出)

第六 医療法の二部を改正する法律案(参議院提出)

第七 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 主要農作物種子法案(坂田英二君外二十三名提出)

本日、會議に付した事件

日程第一 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(参議院提出)

日程第三 特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 優生保護法の二部を改正する法律案(参議院提出)

日程第六 医療法の二部を改正する法律案(参議院提出)

日程第七 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 主要農作物種子法案(坂田英二君外二十三名提出)

午後一時五十分開議

○議長(林義朗) これより會議を開きます。

第一 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(参議院提出)

第三 特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

目次中「船舶を」船舶及航空機に、

「貨物」を「貨物及保税地域」に、

「旅客」を「旅客及保管」に、「異議及訴訟」を「異議及訴訟」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 担保を提供シタル場合ニ於テ徵收スベキ関税ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ関税ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売シテ関税及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ関税ヲ納付セシム。

第十四條中「第十條及第十三條を」第十條第一項及前條第一項に改め、同條に次の一項を加える。

外國貿易航空機貨物ノ積卸ヲ為サズシテ出港スルキハ第十條第二項及前條第二項ノ規定ヲ適用セズ但シ和關ニ其ノ旨ヲ申告セシメシメテ出港スルキハ第十條第二項第十六條中「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第十七條中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め、「旅客ノ携帯品及」を「旅客ノ荷物」に改める。

第十八條第一項中「外國貿易船」を「外國貿易船又ハ外國貿易航空機(以下外國貿易船等ト謂フ)」に、「不開港」を「不開港(開港及和關空港以外ノ場所ヲ謂フ以下同ジ)」に、「海難」を「海難」に改め、同條第二項中「外國貿易船」を「外國貿易船等」に、「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第十九條中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め、「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

五七一

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議第二十三号 關稅法の一部を改正する法律案外三件

第二十條中「外國貿易船」を「外國貿易船又ハ外國貿易航空機」に、「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改める。

第三章 貨物又ハ第三條 貨物及保税地域」に改める。

第二十八條第一項中「陸揚船舶」を「船舶」に、「船舶陸揚ト交通」を「船舶陸揚地又ハ航空機陸揚地ト交通」に改め、同條第二項中「外國貿易船」を「外國貿易船又ハ航空機」に改め、同條第三項中「外國貿易船等」を「外國貿易船等ト沿海通航船舶等」に改める。

第二十九條ノ二を次のように改める。

第二十九條ノ二 本法ニ於テ保税地域ト稱スルハ指定保税地域及特許上屋、保税倉庫、保税工場其ノ他税關長ガ外國貨物ヲ積置シ得ベキ場所トシテ特許シタル場所ヲ謂フ

第二十九條ノ三 指定保税地域トハ國、地方公共団体又ハ日本国有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ開關空港ニ於ケル税關手續ノ簡易且迅速ナル處理ヲ圖ル爲メ輸出貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運搬又ハ積置ヲ爲シ得ベキ場所トシテ大蔵大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ全部又ハ一部ニ付外國貨物ノ消長其ノ他ノ事由ニ因リ指定保税地域トシテ存置スルノ要ナシト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ニ付指定ヲ取消スコトヲ得

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ爲サントスルトキハ予メ當該指定ヲ爲サントスルハ、當該指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有者及管理者

ニ協議スベシ但シ當該管理者ガ國、地方公共団体及日本国有鐵道以外ノ者ナルトキハ其ノ意見ヲ徵スベシ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ爲サントスルトキハ前項ノ措置ヲ執ルト共ニ公開ニ依リ聽聞ヲ行ヒ聽出入業者其ノ他ノ當該指定又ハ取消ニ關シ利害關係アル者ニ對シ意見ヲ陳述スル機会ヲ與フベシ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ公告スベシ

第二十九條ノ四 指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有者又ハ管理者ハ左ノ各号ニ指シタル行為ヲ爲サントスルトキハ予メ税關長ニ協議スベシ但シ當該管理者ガ國、地方公共団体及日本国有鐵道以外ノ者ナルトキハ税關長ノ承認ヲ受ケベシ

一 當該土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ譲渡、交換、貸付其ノ他ノ処分又ハ其ノ用途ノ變更
二 當該土地ノ工事又ハ建設土地内ニ於ケル建設物其ノ他ノ施設ノ新築

三 當該建設物其ノ他ノ施設ノ改築、移転、撤去其ノ他ノ工事
前項ノ場合ニ於テ税關長同項ノ協議又ハ同意ノ承認ヲ申請シ保行爲ニシテ指定保税地域目録ヲ照会セズ且取銷上支障ナシト認ムルトキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認スベシ

税關長ハ取銷上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域土地内ニ當該土地ノ管理者ノ同意ヲ得テ當該土地ト當該土地以外ノ場所トヲ

區別スル爲メ簡便、濟美其ノ他之ニ類スル施設ヲ設ケルコトヲ得
指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有者又ハ管理者ハ正當ノ事由ナクシテ外國貨物ノ積置ヲ拒絶スルコトヲ得ズ

第二十九條ノ五 指定保税地域ニ貨物ヲ搬入シ又ハ指定保税地域ヨリ貨物ヲ搬出セントスルトキハ予メ税關ニ届出ヅベシ
指定保税地域ニ於テハ税關長ノ許可ヲ受ケタル範圍内ニ於テ左ニ指シタル行為ヲ爲スコトヲ得

一 貨物ノ内容ノ点検
二 見本ノ展示又ハ其ノ當該地域外ヘノ搬出
三 貨物ノ改裝、仕分其ノ他ノ手入
四 貨物ニ付テハ簡單ナル加工

税關長ハ取銷上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域ノ建設物ノ手入若ハ加工ノ停止又ハ指定保税地域ヨリ搬出ヲ命ジ其ノ他取銷上必要ノ処分ヲ爲スコトヲ得
第二十九條ノ六 指定保税地域ニ搬入シ得ベキ貨物ノ種類ハ税關長之ヲ定ム

指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ但シ當該土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ管理者ガ國、地方公共団体又ハ日本国有鐵道ナルトキハ税關長ニ協議ノ上定ムベシ

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料命令ノ定ムル條件及基準ニ合致スルモノト認ムルトキハ之ヲ承認シ又ハ之ニ同意スベシ

税關長ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ指定保税地域内ニ在ル貨物又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第二十九條ノ七 指定保税地域ノ指定ヲ取消アリタルトキハ税關長ハ第二十四條但書ノ規定ヲ受ケタル貨物ヲ除ケテ其ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテ其ノ地域内ニ在ル貨物ノ搬出ヲ爲サシムベシ

第二十九條ノ八 特許上屋トハ輸出貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運搬又ハ積置ヲ爲シ得ベキ上屋トシテ税關長ノ特許シタルモノヲ謂フ

第二十九條ノ九 特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ハ税關長ノ指揮監督ヲ受ケベシ
特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許上屋ノ貨物收容能力ノ増加若ハ減少、特許上屋ノ改裝、移転其ノ他ノ工事又ハ特許上屋ノ譲渡、交換、貸付其ノ他ノ処分ヲ爲サントスルトキハ税關長ノ承認ヲ受ケベシ

特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ保管スル外國貨物ガ災害ニ因リ滅失シ又ハ税關ノ認許ヲ得テ滅却シタル場合ノ外其ノ保管スル外國貨物ノ關稅ニ付一切ノ責任ヲ有ス
特許上屋ノ貨物ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第二十九條ノ十 特許上屋ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス
一 特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ廢シタルトキ
二 特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ
三 特許ヲ受ケタル者破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 特許ノ期限満了シタルトキ
五 税關長ニ於テ特許ヲ取消シタルトキ
特許上屋ノ特許消滅シタルトキハ税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四條但書ノ規定ヲ受ケタル貨物ヲ除ケテ其ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテ其ノ地域内ニ在ル貨物ヲ搬出ヲ爲サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者又ハ其ノ相続人ハ其ノ特許ヲ受ケタル貨物以外ノ積置貨物ノ搬出ノ爲メ特許上屋ニ關スル一切ノ義務ヲ免ルコトヲ得

第二十九條ノ十一 左ノ場合ニ於テハ税關長ハ特許上屋ヘハ貨物ノ搬入ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得
一 特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ一時的ニ法律命令ニ違背シタルトキ
二 特許ヲ受ケタル者税關ノ負担ニ堪ヘザルモノト認メラルルトキ

三 特許ヲ受ケタル者禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ
税關長前項ノ処分ヲ爲サントスルトキハ當該処分ニ係ル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ聲明ノ爲メ證據ヲ提出スル機會ヲ與フベシ

第二十九條ノ十二 第二十九條ノ五第二項、同條第三項並ニ第二十九條ノ六第一項及第五項ノ規定ハ特許上屋ニ付テハ適用ス
第三十條中「船用品」の下ニ「及機用品」を加ふる

第三十一條第一号中「運搬船舶」を

補正の類推等取組法（昭和三十三年法律第百四十八号）の規定は、

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議第三十三号 開税法の一部を改正する法律案外三件

当分の間、十円及び五円の補助貨幣以外の補助貨幣には適用しない。但し、この法律施行前の行為に対する罰則の適用は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

補助貨幣等取替法臨時特例案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年四月四日

衆議院議長 佐藤 尚武
参議院議長 林 銑 十郎

補助貨幣等取替法臨時特例案
(参議院提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案

特別調査資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国軍」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊」に改める。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定を実施するため、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等の特例を設けることを目的とする。

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

第三條 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

第四條 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第五條 この法律において「軍用」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第六條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第七條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第八條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定を実施するため、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等の特例を設けることを目的とする。

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

第三條 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

第四條 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第五條 この法律において「軍用」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第六條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第七條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第八條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定を実施するため、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等の特例を設けることを目的とする。

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

第三條 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

第四條 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第五條 この法律において「軍用」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第六條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第七條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第八條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定を実施するため、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)等の特例を設けることを目的とする。

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

第三條 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

第四條 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第五條 この法律において「軍用」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第六條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第七條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

第八條 この法律において「軍用販賣機関等」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲げ)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

書により輸入した製造品は、製造した用巻紙又は塩は、第四條の規定の適用については、第三條第二項の規定の適用を受けて輸入したものとみなす。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔佐藤重雄君發議〕

○佐藤重雄君 たいだいま議題となりました関税法の一部を改正する法律案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、平和條約の締結に伴い、同條約の締結の際宣言に掲げられておる税関手続の簡易化に関する国際條約、貨物の原産地表示の防止に関する協定及び国際民間航空條約に加入し、または参加の承認を申請することが予想されるので、これに対処して保税地域制度の確立、貨物の原産地表示の防止及び航空機についての特例行政に關し必要な事項を関税法に盛り込むとともに、所要の規定の整備をはからうというのであります。

以下、本案の内容の概略を申し上げます。まず第一に、税関手続の簡易化に關する国際條約関係におきましては、この條約に基き、通関手続の簡易化に資するため、関税の担保として認められるものの範圍を拡張して、現在認められていた物の担保以外に保証人の保証をも認めることと、保税地域について

の規定を明確にすること、手続規則の輕微なる違反に対する罰則の整理等でありませう。

次に貨物の原産地表示の防止に關する協定関係におきましては、この協定に基き、虚偽表示をした貨物の輸入の防止をはかるため、虚偽の原産地を表示した輸入貨物を税関によつて保管することとし、これに伴い保管後の貨物の処理について必要な規定を設けることとあります。

最後に国際民間航空條約関係におきましては、この條約に基き、國際的標準に從つて國際航空機に關する合理的な税関手続を定めるため、税関空港、航空機、機長及び空路運送並びにこれらに關する犯罪事件について、船舶の場合に準じ必要な規定を設けることとあります。

第二に、補助貨物税等取銷法臨時特例案について申し上げます。この法律案は、衆議院提出の法案でありまして、最近の物價情勢により、一口以下の補助貨物の実價値がその名目價値を上まわり、かつこれらの補助貨物が實際の取引に使用されることがきわめてまれになつた実情にかんがみまして、さしあたりこれらの補助貨物の損傷等の取締りに關し特例を設け、損傷等の違反行為に対する罰則の適用を一時的に除外しようとするものであります。

第三に、特別調査資金設置令の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、従来調査令の適用に應ずるため及び役務の調達を円滑に処理するため設置された特別調査資金を、今回日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結に伴い

して、一応同條約に基いて駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に應ずるための物及び役務の調達に要する支拂い資金として使用することができるといふこととするものでございませう。

最後に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、日米行政協定の締結に伴いまして、アメリカ合衆国軍隊等の用に供せられる製造品は、製造した用巻紙または塩の輸入及び運送等について、たばこ専売法等の特例を設けまして、同協定の円滑なる運営をはからうとするものでございませう。

以上の四法案につきましては、審議の結果、去る十七日、質疑を打ち切り、討論を省略の上、まず関税法の一部を改正する法律案及び補助貨物税等取銷法臨時特例案を一括して採決いたしましたところ、起立多数をもつてそれぞれ原案の通り可決されました。次いで特別調査資金設置令の一部を改正する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案を一括して採決いたしましたところ、起立多数をもつてそれぞれ原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義治君) 討論の通告があります。これを許します。高田富之君。(高田富之君發議)

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議録第三十三号 関税法の一部を改正する法律案外三件

できればめて簡略に申し述べたいと思ふのであります。

まず第一に、関税法の一部を改正する法律案であります。これは先般本院を通過いたしました行政協定締結に伴ひまして、関税法の特例案と関連いたしまして、看過することのできない重要性を持つておる考へるのであります。すなわち、今回駐留軍並びにこれに關連する軍属、家族、請負業者等につきまして、大幅に關税の特権を付與したのであります。その結果、占領下とはなるとかわりのない税関行政上の困難な問題が今後いろいろ生起することが予想されるのであります。密貿易でありますとか、いろいろな密取引でありますとか、これらの問題が相當困難であるにもかかわらず、今回のこの関税法の改正によりまして、むしろ税関手続を簡略化することというところを一つの目的としたておりますと同時に、この保税地域を特に拡大いたしました。従来の保税倉庫や保税工場のほか、指定保税地域あるいは特許上屋というようなものを新たに設けまして、相當広汎に保税地域を認め、また税関手続に対する規則の違反等につきまして、昔ながら罰則を適用しないように、これを緩和するようにいたしておるのであります。

こういふふうに、むしろ一層この際嚴格にしなければならぬ税関行政を緩和し、この保税地域を拡大するといふことになりました。占領下におきまして、ほとんどわが國の税関行政が、その手の届かない状態に置かれてしまひ、混亂しておりました状態を、そのまゝ今後この法案を継続するという結果になることは明らかであります。

これはやはり税関行政上の自主性の喪失しておる状態を明らかに示すものでありまして、関税自主権の事実上の放棄と相伴ひまして、われわれの國の主權を承服することのできない法案であります。

第二は、補助貨物税等取銷法臨時特例案であります。これは、はなはだ奇怪な法案でございまして、參議院の議員提出になつておりますが、一円未満の貨幣の鑄つづけ等を自由にやらせるといふのであります。現在までに一円未満の貨幣で発行されております總額は、名目上いたしまして十億円、これを時価に見積りますと、廢減等は度外視いたしまして、五十七億円であるといふ政府の説明であります。従ひまして、廢減等を除外いたしまして、これを鑄つづけましたら、計算上は四十七億円の利益が上るといふことになるわけでありませう。

一体、こういふことをいたしまして、積極的に何ら貨幣制度の上におきまして意味がないのみならず、むしろ貨幣制度の一角をこれによつてくすやうなものでありまして、何ら意味がない。要するに、これによつて鑄つづけるものがどういふ形になるかは別といたしまして、ともかくも不当な利得をすることが生れて来る。これを鑄つづけるに、また彈丸等に使うといふことになつてしまひます。こういふような奇怪な法案が議員提出で出ましたといふことにつきまして、われわれは、これにはまことに同意いたしかねるものがあるものであります。それから第三番目は、特別調査資金設置令の一部改正であります。これはもう申し上げるまでもなく、われ

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議第三十三号 衛生保護法の一部を改正する法律案外一件

は、講和條約の成立によりまして、従来占領軍のためにやつておつた業務の提供、あるいは物資の調達、かような業務は一切いらなくなることを期待しておつたのでありますが、こういうふうな形でこれを駐留軍にも適用して行くということにつきましては、もとより根本的に反対せざるを得ないのであります。この問題につきましては、直接にすべての物資の調達をやるのが原則であるという行政協定の締結に伴ひまして、現在業界からも、また労働階級の間からも非常な反対運動が起つておる。しかるに、政府はこれに對しまして何らの誠意ある努力をすることなく、結局原則的に直接調達ということが認められたという現状にありまして、おそれくこれは、占領下におけるよりもさらにはなほしい調達關係をめぐりましての経済の混乱、あるいは最も不利な、みじめなわが國産業のアメリカ軍需産業に対する下請工場化ということが行われることになるのであります。かかる調達方法の全体につきまして、われわれは根本的に反対せざるを得ないのであります。

それから最後の、たばこ専売法等の臨時特例に関する法律案であります。これは先般通過いたしました関税、物品税等の特例法案と関連いたしました。特に國民の最も日常の嗜好品でありますたばこ、かようなものに治外法権的な特権を與えるということとは、國民感情の上から行きては、非常に重大なものであつて、きわめて卑屈な觀念を與えるということを考へなければなりません。

元來、わが國のタバコの製造並びに販売につきましては、専売法によりまして、嚴格にこれを管理統制しております。これに對する違反につきましては、葉タバコの製造から取引等に至りますまで、三年以下の懲役、三十万円以下の罰金というやうな嚴重な罰則をもつて管理いたしておるものであります。そういう中に、今後この駐留軍並びにその家族、軍属並びにその家族、さらにはまたアメリカにおいて契約した請負業者等に至るまで、広汎なタバコの輸入または相互間における売買等に特権を與へまして、専売公社の許可なしに、これらの行動が一切自由になれるという特権を與へたことは、何としても不必要に大きな特権を與へるものである。このようなものは、完全にわが國の専売公社の統制下に置いて、いささかもつかないのではありません。またやらないければならぬものであります。かような広汎な特権を與へておる。

なおこの條文を見ても、向うから輸入するタバコにつきましては、事實上制限がないにひとしいような規定になつておるのであります。權限に定められるという規定になつておるのであります。このやうなことになるのであります。將來入つて来る外國のタバコが安くなり、相當數量が入つて来るということになります。いよいよは増大するわけでありまして、かかるに、これがやみで日本人に売られた場合に罰則の適用が、とてつて、この適用につきましては、裁判官がわが國にはありません。事實上処罰を受けるのは日本人だけということになるのはきわめて明らかであります。

最近におきましては、やみの外國タバコを不当に所持しておつたというやうなことで檢査されている者も年々増大いたしまして、二十六年には被檢査者が二万人を越えているという政府の説明であります。いかに檢査者を多くいたしまして、實際のやみ流れはそれ以上にますます多くなつて行く可能性が、今度この法律によつて生れて来るわけでありまして、われわれは、かのごとき、きわめて卑屈な、かつ、へんばなりきめに対しましては、またこれに基くこの法案に對しましては、斷固として反対せざるを得ないのであります。

以上、簡單であります。四法案につきましてそれ／＼反對の理由を申し上げておきます。これに對して討論は終局いたしました。

○議長(林義治君) 第三及第四の二案を一括して採決いたします。二案の委員長の報告は、いずれも可決であります。二案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて二案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日韓第三及び第四の二案を一括して採決いたします。二案の委員長の報告は、いずれも可決であります。二案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて二案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第五 衛生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(林義治君) 日韓第三、衛生保護法の一部を改正する法律案、日韓第六、医療法の一部を改正する法律案、右二案を一括して議決いたします。委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。厚生委員会理事九山直友君。

衛生保護法の一部を改正する法律案

衛生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出しを「(医師の認定による衛生手術)」に改め、同條第一項中「任意に」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合は、その配偶者についても同項の規定による衛生手術を行うことができる。

第四條の見出しを「(審査を要件とする衛生手術の申請)」に改め、第十二條及び第十四條を削り、第十三條を次のように改める。

(医師の認定による人工妊娠中絶) 第十四條 都道府県の区域を單位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶

者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神奇型、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神奇型、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が癲癇に罹つておるもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできないう間に姦淫されて妊娠したものであるもの

前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神衛生法第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

第十一條の次に次の二條を加える。

(精神病者等に対する衛生手術) 第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性以外の精神病又は精神薄弱に罹つてい

る者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三号)第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県衛生保護審査会に衛生手術を行うことの適否に関する審査を申請することが出来る。

第十三條 都道府県衛生保護審査会は、前條の規定による申請を受けたときは、本人が同條に規定する精神病又は精神薄弱に罹つていゝかどうか及び衛生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、衛生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前條の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により衛生手術を行うことが適當である旨の決定があつたときは、衛生手術を行うことができる。

第十五條 次のように改める。

(受胎調節の実地指導)
第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産

婦、保健婦又は看護婦とする。
第十六條中及び人工妊娠中絶を創る。

第十七條第一項中「都道府県衛生保護審査会及び地区衛生保護審査会」を「及び都道府県衛生保護審査会」に改め、同條第四項を創る。
第十八條第一項中「地区衛生保護審査会は委員五人以内で」を創り、同條第三項中「及び地区衛生保護審査会」を創り、同條に次の一項を加える。

5 都道府県衛生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を適用する。
第五條の項名を「衛生保護相談所」に改める。

第二十條中「衛生結婚相談所」を「衛生保護相談所」に改める。

第二十一條 次のように改める。
(設置)
第三十一條 都道府県及び保健所を設置する市は、衛生保護相談所を設置しなければならない。

2 前項の衛生保護相談所は、保健所に附設することができる。

3 都道府県及び保健所を設置する市は、衛生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

4 国は、第一項の衛生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することとする。

第二十二條第一項中「国以外の者は、衛生結婚相談所」を「都道府県及び保健所を設置する市以外の者

は、衛生保護相談所」に、同條第二項中「衛生結婚相談所」を「衛生保護相談所」に改める。

第二十三條中「この法律による衛生結婚相談所」を「この法律による衛生保護相談所」に改め、同條に「衛生保護相談所」という文字又はこれに類似する文字」に改める。

第二十四條中「衛生結婚相談所」を「衛生保護相談所」に改める。
第二十五條中「又は第十五條」を「第十三條第二項又は第十四條第一項」に、その日から三日以内、その旨を、その月中の手術の結果を取りまとめ翌月十日までに、に改める。

第二十七條中「衛生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は衛生結婚相談所」を「衛生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び衛生保護相談所」に改める。

第二十九條中「衛生結婚相談所」を「衛生保護相談所」に、「五千元」を「五万円」に改める。
第三十條中「衛生結婚相談所たることを示す名称を用いた者」を「衛生保護相談所」という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者」に、「千円」を「一万円」に改める。

第三十二條中「二万円」を「五万円」に改める。
第三十三條中「五万円」を「十万円」に改める。
第二十九條を第三十條とし、以下第三十七條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十條の前に次の一條を加える。

(第十五條第一項違反)
第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置してゐる衛生結婚相談所は、改正後の第二十一條第三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した衛生保護相談所とみなす。

3 改正前の第二十二條(衛生結婚相談所設置の認可)の規定による衛生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二條(衛生保護相談所の設置の認可)の規定による衛生保護相談所の設置の認可とみなす。
4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十号を次のように改める。
二十 衛生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び衛生保護相談所に関する基準を定めること。

衛生保護法の一部を改正する法律案であり、また衛生保護法の一部を改正する法律案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。
衛生保護法は、不良な子供の出生を防止すると、妊婦の健康障害を防止するという母性保護の目的を有し

衛生保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第七十條第一項第一号中「耳鼻いんこう科」の下に「気管食道科」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
医療法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年四月十六日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義太郎

医療法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(丸山直友君登壇)
○丸山直友君 たいだいま議題となりました衛生保護法の一部を改正する法律案並びに医療法の一部を改正する法律案の両案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

両案は、ともに参議院の議員提出法案であります。まず衛生保護法の一部を改正する法律案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議第三十三号 衛生保護法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議第三十三号 道路運送車両法の一部を改正する法律案

食道に関する研究並びに技術の進歩は著しいものがあるのに、さうに気質食道を追加して公衆の利便をはかる、とするのが提案の理由であります。

第一は、優生手術の可能範囲を拡大いたしまして、配偶者が精神病もしくは精神薄弱の場合には、本人並びに配偶者の同意があれば、医師の認定によつて優生手術を行い、別表に掲げてある遺伝性以外の精神病、精神薄弱にかかつてゐる者については、保護義務者の同意があれば、審査の上、同手術を行ひ得ることにいたします。ほか、妊娠または分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれがあるものでありまして、本人に手術を行うことができない場合には、その配偶者に手術を行うことができるようにいたしたことであります。

第二には、妊娠の継続または分娩が母体の健康を著しく害するおそれのある場合であるとか、あるいは流産されたりした場合は、従来のように他の医師または民生委員の意見書の添付、審査会の審査を要せず、指定医師の認定だけで行ひ得るよう、手続を簡素化したこととあります。

第三は、受胎調節の指導を適正に行うために、知識技能に欠ける者の受胎調節に関する実地指導を禁止したこととあります。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

医療法第七十條に規定する診療科目は、公衆が医療を求めるに際して不便を来している向きが多いので、昭和二十五年に神経科のほか五科が追加されたのでありますが、最近における気質

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

五七八

該自動車又は自動車の車台若しくは原動機の製作者の署名を添えて、運輸大臣に届け出たときは、同項の規定による届出はしなくともよい。

第四十一條第六号を次のように改める。

六 燃料装置及び電気装置

第五十七條 削除

第五十八條中「自動車はを」を「自動車(軽自動車を除く。以下本章において同じ。)」に改める。

第六十條中「申請者に交付しなればならない。の次に「この場合においては、二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならぬ。」を加へ、同條第一号を次のように改める。

一 自動車検査証番号及び登録自動車にあつては自動車登録番号、二輪の小型自動車にあつては車両番号

第六十條第十七号を次のように改める。

十七 被けん引自動車にあつては、けん引自動車の車名及び型式

第六十一條第一項を次のように改める。

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては九箇月、貨物の運送の用に供する自動車にあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

第六十一條第二項中「二年を経過しない前」を「前項の有効期間を経過しない前」、「前項の有効期間を一年未満に定める」と同項の有効期間

と短縮する」に改める。

第六十四條第二項中「軽自動車を除く。」を削除。

第六十七條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 自動車運送事業の用に供するかどうかの別に変更があつたとき。

第七十三條を次のように改める。

(車両番号の表示の義務等)

第七十三條 二輪の小型自動車は、その後面の見易い位置に第六十條後段の車両番号を記載した車両番号標を表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第三十四條から第三十六條までの規定は、二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第四條」とあるのは「第五十八條本文」と、第三十六條第二項中「第十九條」とあるのは「第七十三條第一項」と読み替へる。

第七十六條中「第七十三條第一項の検査の手続、原動機付自転車検査証及び旅客自動車検査証の記載事項及び返納に関する事項」を「第七十三條第一項の車両番号標に関する事項」に改める。

第九十七條第一項及び第三項中「登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のもの」を「登録自動車」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(軽自動車の使用の届出等)

第九十七條之二 軽自動車は、その使用車が、その使用の本拠の位置

を管轄する陸運局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第七十三條第一項の規定は、軽自動車について適用する。

第九十八條中「臨時運行許可番号」

第二百二條の表中「七 第七十五條第一項の指定を申請する者」

入 第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

「七 第五十八條第六十二條第一項、第六十四條第一項、第六十七條第二項又は第七十一條第一項の規定による検査を受けようとする者」

八 第七十五條第一項の指定を申請する者 八千円

九 第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 三千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

標、原動機付自転車番号又は旅客車番号を「〇」又は臨時運行許可番号に改める。

第九十四條第一項第三号を次のように改める。

三 第二十九條第二項又は第三十條の規定により届出をした者

八千円

三千円

二輪の小型自動車にあつては二百円、その他の自動車にあつては二百円に改める。

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

又は原動機付自転車の型式、番号、位置及び方法を定む。

3 この法律の施行の際、現に有効な自動車検査証の有効期間は、改正後の法第六十一條の規定にかかわらず、現に記載されている有効期間によるものとする。

八千円

三千円

二輪の小型自動車にあつては二百円、その他の自動車にあつては二百円に改める。

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

自動車の検査に関すること。

第五十一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自動車検査に関すること。

第五十一條第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の四 自動車、原動機付自転車及び軽自動車に関する整備並びに自動車の検査に関すること。

八千円

三千円

二輪の小型自動車にあつては二百円、その他の自動車にあつては二百円に改める。

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

止し、陸運局長に届出をさせることとし、その際車両番号を指定すること。

第二に、二輪の小型自動車の登録制度を廃止し、検査の際車両番号を指定すること。

第三に、現在一年となつてゐる車検検査の有効期間を、自家用乗用自動車については二年に延長し、旅客運送事業用自動車については九箇月に短縮すること。

第四に、原動機付自転車及び軽自動車に対する車両検査及び車両番号の指定制度を廃止すること。

第五に、車両検査の際手数料を徴収すること等である。

八千円

三千円

二輪の小型自動車にあつては二百円、その他の自動車にあつては二百円に改める。

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 八千円

昭和二十七年四月十九日 衆議院会議録第三十三号 主要農作物種子法案

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議録第三十三号、海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

員長の報告を求めます。農林委員会理
平野三郎君。

主要農作物種子法案

主要農作物種子法

(目的)

第一條 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、は場審査その他助成の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はたか麦及び小麦をいう。

(は場審査)

第三條 都道府県は、あらかじめ農林大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産は場の面積をこえない範囲内において、調査の目的をもつて主要農作物の種子を生産する者が経営し、又は市町村若しくは農業者の組織する団体の委託を受けて主要農作物の種子を生産する者が経営するは場を指定種子生産は場として指定する。

(は場審査)

第四條 指定種子生産は場の経営者は、その経営する指定種子生産は場について、は場審査を受けなければならない。

(は場審査)

第五條 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術員に、は場審査をさせなければならない。

(は場審査)

第六條 都道府県は、は場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項の基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、省令で定めるは場審査証明書を交付しなければならない。

(は場審査)

第七條 都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な助成、助言及び指導を行わなければならない。

(は場審査)

第八條 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては、は場審査及び前條の事務を行うために必要な経費の一部を、指定種子生産者に對しては、主要農作物の種子を生

(以下「指定種子生産者」という。)

は、その経営する指定種子生産は場について、は場審査を受けなければならない。

2 都道府県は、指定種子生産者の請求によつて行う。

3 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術員に、は場審査をさせなければならない。

4 都道府県は、は場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項の基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、省令で定めるは場審査証明書を交付しなければならない。

5 第三項の規定により、は場審査を行う当該技術員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(は場審査証明書の交付)

第五條 都道府県は、は場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項の基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、省令で定めるは場審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県の行、助成等)

第六條 都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な助成、助言及び指導を行わなければならない。

(国の助成)

第七條 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては、は場審査及び前條の事務を行うために必要な経費の一部を、指定種子生産者に對しては、主要農作物の種子を生

産するために必要な経費の一部を補助することができる。

2 国は、毎年度予算の範囲内で、農林大臣の指示するところに従い、主要農作物の種子の生産を行う都道府県に対し、その生産を行うために必要な経費の一部を補助することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「農作物」の下に「稲、大麦、はたか麦及び小麦を除く。」を加える。

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(平野三郎君答覆)

○平野三郎君 たいま議題と相なりました。坂田英一君外二十三名提出、主要農作物種子法案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

わが国経済自立の基礎条件であり、また食糧増産の必要性については、いまさら申し上げるまでもないことでありまして、現在御野をあげて国内食糧の自給率向上のために努力いたしてあります。従いまして、これが達成に必要な方法手段を総合的に講じて行かなければならないのは当然であります。なかんずく、稲、麦等主要食糧の優良種子の確保とその普及は最も有効な手段でありまして、今日まで、政府当局におきまして、その重要性にかんがみ、

優良品種の生産及び普及事業に対し補助金と指導とをいまして参つております。指導として、優良種子の生産には特別の技術と管理が必要でありまして、ために、その生産費は、一般の米麦作等に比較して自然高くなり、その結果、種子の価格もまた高価となりますので、現金支出をきらう農家は、もつぱら自家採種に依つていた。純正度合いの高い優良品種の導入が増産上有利であることを知りながらも、十分徹底して行われていない状況にあります。それゆゑ、今後食糧増産の要請にこたえて行きますためには、優良種子の確保と普及につき一段と強力に促進する必要があります。これに關する国及び都道府県の指導助成の基方針を確立し、これを制度として恒久化する目的をもつて、本法案を提出することとなつたのであります。

次に本法案の主要な内容につき概略申し上げますと、第一点は、生産普及の対象となる種子は、国民食糧の根幹となつてゐる稲、大麦、裸麦及び小麦といたしましたこと。第二点は、都道府県は種子の生産圃場を指定し、指定を受けた者に対し、圃場に栽培中の主要農作物の出穂、盛ぞろい、成熟状況等につき、圃場審査を受けることを義務づける一方、国はその経営に要する経費の一部を補助することとしたこと。第三点は、圃場審査に合格した者に対しては圃場審査証明書を交付して、農民が安心してこれを使用できることとしたこと。またこれら指定種子生産圃場において使用する種子を供給するため、都道府県において原種圃を経営することとし、これらの都道府県に対し、国が所要経費の一部を補助することとしたこと。第四点は、都道府県に対し、市町村における種子の生産者等に必要な助成、助言及び指導を行う義務を課しますとともに、これに要する経費の一部を国が補助し得ることとしたこと。でございます。

本法案は、去る三月三十一日、本農林委員会に付託となり、次いで本月二日、提案者を代表して坂田英一君より提案理由の説明がなされ、さらに昨十八日質疑を行ひましたところ、社会党第八控室井上委員、共産党竹村委員の両委員から、指定種子生産圃場の設置計画面、圃場指定の基準並びに助成のための補助金の内容等に関し発言がございましたが、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

質疑終了後、討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。本法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。従つて本法案は委員長報告の通り可決いたしました。

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案(内閣提出)

○倉石忠雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、海上警備隊の職員に給與等に関する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林讓治君) 介石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(林讓治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。逓送委員長岡村利右衛門君。

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

(この法律の趣旨)

第二條 この法律は、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊の職員(以下「隊員」という。)について、その給與、勤務時間及び休暇並びに恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の特例に関する事項等を定めるものとする。

(金銭又は有価物の支給)

第二條 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、隊員に支給し、又は無料で貸與してはならない。但し、他の法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(給與の支拂)

第三條 この法律の規定による給與は、法律に別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接隊員に支拂わなければならない。但し、隊員が船舶に乗り組んでいる場合には、隊員の収入によ

り生計を維持する者で隊員の指定するものに、その給與の全部又は一部を支拂うことができる。

2 隊員が、自己又はその収入によつて生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定めるこれらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給與の支拂を請求したときは、隊員の受けるべきその日までの給與をすみやかに隊員に支拂わなければならない。

第四條 海上警備官には、次條から第十條までに定めるところに従い、別表第一又は別表第二に掲げる額の俸給を支拂う。

(俸給)

第五條 新たに任用された海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその最初の階級における俸給の額の最低号俸による。但し、その海上警備官がその属する階級について必要な最低限度の知識又は経験を有する場合には、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

第六條 海上警備官が現に受けている別表第一に掲げる号俸を受けるに至つた時から左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

一 一等海上警備士補の階級以下

の階級を有する者にあつては、六月以上

二 二等海上警備士の階級以上二

等海上警備正の階級以下の階級を有する者にあつては、九月以上

三 一等海上警備正の階級以上の階級を有する者にあつては、十

二月以上

2 海上警備官の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける別表第一に掲げる号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

3 海上警備官の俸給日額が別表第一に掲げるその者の属する階級における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給日額を受けている海上警備官で、その俸給日額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その海上警備官の属する階級における俸給の最高号俸による額をこえて、別表第二においてその者の俸給日額に該当する額に相当する号俸の直近上位の号俸に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行なはなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の突施について必要な事項は、政令で定める。

(進級)

第七條 海上警備官が進級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

一 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合においては、進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

三 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

四 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

五 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

六 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

七 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

八 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

九 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十一 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

の適用については、同項各号中進級の直前に受けていた俸給日額とあるのは「進級の直前に受けていた俸給日額に六十五円を加えた額」とする。

(降級)

第八條 海上警備官が降級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

一 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

三 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

四 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

五 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

六 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

七 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

八 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

九 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十一 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十二 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十三 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十四 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十五 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十六 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十七 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十八 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

十九 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十一 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十二 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十三 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十四 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

二十五 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない額に受ける俸給の幅の最低号俸による額

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議録第三十三号 海上警備隊の職員に給與等に関する法律案

昭和二十七年四月十九日、衆議院會議第三十三号 海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

階級	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
海上警備隊長	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150
一等海上警備正	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
二等海上警備正	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950
三等海上警備正	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850
一等海上警備士	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750
二等海上警備士	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
三等海上警備士	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550
海上警備士補	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450

別表第一

とができる。
5 海上警備官が海上保安法第二十五條の十三第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。
(海上警備官以外の隊員の等級)
第二十一條 海上警備官以外の隊員の等級は、一級から十四級までとする。
2 前項の隊員の等級の上下は、一級を最上の等級とし、二級を二級の下の等級とし、三級を三級の下の等級とし、以下この例にならうとする。
(海上警備官以外の隊員の俸給等)
第二十二條 海上警備官以外の隊員には、俸給、扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。
2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十

五号)第九條の二、第十五條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第二十條第一項中「管外手当」とあるのは、「勤務地手当」と、一般職の職員の給与に関する法律第二十條の二第一項中「各庁の長」とあるのは、「海上保安庁長官」と、同法第十九條の二中「人事院規則」とあるのは、政令と読み替へる。
(海上警備官以外の隊員の寒冷地手当及び石炭手当)
第二十三條 海上警備官以外の隊員で寒冷地に在勤して常時勤務に服するものには、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。
2 前項に規定する隊員で北海道に在勤するものには、予算の範囲内で石炭手当を支給する。
3 第一項の寒冷地手当及び前項の石炭手当については、国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律第二條及び第三條第一項の規定を準用する。
4 隊員に對する俸給の月額とする。同法第三條の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは、海上警備隊の職員の給与等に関する法律(昭和

二十七年法律第 号)と読み替へる。
第二十四條 隊員の勤務時間及び休暇は、これらの者の健康の保持及び福祉の増進を考慮して政令で定める。
(恩給法の適用)
第二十五條 恩給法の規定の適用については、三等海上警備士の階級以上の階級を有する海上警備官は、同法第二十條第一項に規定する文官とし、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する海上警備官は、同法第二十三條に規定する警察隊職員とする。
2 恩給法第五十九條の規定は、海上警備官については適用しない。
3 海上警備官については、恩給法の規定の適用については、俸給日額の三十倍に相當する金額をその号俸に對する恩給の月額とする。
4 隊員に對する恩給法第五十九條ノ三の規定の適用については、同條第一号は「同一ノ階級又ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ

於ケル俸給ノ額ノ最高額ヲ超シ昇給シタル者ニ付テハ海上警備隊の職員の給与等に関する法律別表第二(ハ別表第五三掲ケル一俸又ハ二俸上位ノ俸俸ヲ階級第一項ノ一俸又ハ二俸上位ノ俸俸トス)とする。
(国家公務員共済組合法の適用)
第二十六條 海上警備官が第十八條の規定により療養を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條の規定による療養を行なう。
附則
1 この法律は、公布の日から施行し、海上保安庁法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から適用する。
2 この法律の施行の日から六月以内に海上警備官以外の国家公務員である者が海上警備官になつた場合におけるその者の俸給は、第五條の規定にかかわらず、その者の従前の俸給を考慮して政令で定める額とする。

号	俸給									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一等海上警備士補	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150
海上警備隊長	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
一等海上警備員	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950
二等海上警備員	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850
三等海上警備員	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750
一等海上警備士	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
二等海上警備士	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550
三等海上警備士	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450
海上警備士補	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350

別表第二

五八四

別表第四

別表第

三等海警備員	二等海警備員	一等海警備士	二等海警備士	一等海警備士	二等海警備正	一等海警備正	海警備監
五五円	六〇円	七〇円	八〇円	九〇円	一〇〇円	一二〇円	一五〇円

別表第五

號	俸	俸給月額
一	三六〇〇	四
二	三七〇〇	
三	三八〇〇	
四	三九〇〇	
五	四〇〇〇	
六	四一〇〇	
七	四二〇〇	
八	四三〇〇	
九	四四〇〇	
一〇	四五〇〇	
俸	俸給月額	號
一	四六〇〇	二
二	四七五〇	三
三	四九〇〇	四
四	五〇五〇	五
五	五一〇〇	六
六	五二五〇	七
七	五三〇〇	八
八	五四〇〇	九
九	五五〇〇	一〇
俸	俸給月額	號
一	六三〇〇	二
二	六五〇〇	三
三	六七〇〇	四
四	六九〇〇	五
五	七一〇〇	六
六	七三〇〇	七
七	七五〇〇	八
八	七八〇〇	九
九	八〇五〇	一〇
俸	俸給月額	號
一	八三〇〇	二
二	八五〇〇	三
三	八七〇〇	四
四	八九〇〇	五
五	九一〇〇	六
六	九三〇〇	七
七	九五〇〇	八
八	九七〇〇	九
九	九九〇〇	一〇

四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一
一三、五〇〇	一三、〇〇〇	一二、六〇〇	一二、二〇〇	一一、八〇〇	一一、四〇〇	一一、〇〇〇	一〇、六五〇	一〇、三〇〇	九、九五〇	九、六〇〇	九、二五〇	八、九〇〇	八、六〇〇
五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五
一二、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、〇〇〇	九、八四〇	一七、二〇〇	一六、六〇〇	一六、〇〇〇	一五、五〇〇	一五、〇〇〇	一四、五〇〇	一四、〇〇〇
七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七
三三、六〇〇	三三、五〇〇	三三、四〇〇	三三、三〇〇	三三、二〇〇	三三、一〇〇	三三、〇〇〇	二七、二〇〇	二六、二〇〇	二五、二〇〇	二四、四〇〇	二三、六〇〇	二二、八〇〇	二一、〇〇〇

海上警備隊の職員の新規等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

國村利右衛門君登壇

○**海軍省の新聞記者** ただいま議題とな
りました海上警備隊の職員の新與等に
関する法律案につきまして、運輸委員
会における審査の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

また本法案の趣旨を簡単に御説明いたしました。さきに本院において可決された海上保安庁法の一部を改正する法律案により特別職に規定された海上警備隊の職員に対する給与等に関する諸事項を新たに定めんとするものであります。

次に、その内容のおもなる点を御説
明申し上げます。第一点は、海上警備
官の給與は、俸給、扶養手当、乗船
手当、航海手当等を日額制とし、俸
給は一般職の警務官の給與ペースを
基準として定めようとするものであ
ります。第二点は、海上警備官に対
しては一定の範囲において食事を支給
し、また

職務に必要な被服を支給あるいは貸與せんとするものであります。第三点は、海上警備官以外の職員に対する給與につきましては、一般職の国家公務員とまつたく同様に取扱おうとするものであります。

本法案は、去る四月八日、本委員会に付託され、四月十四日に政府より提案理由の説明を聴取し、四月十九日質疑に入り、政府委員と委員との間に熱心なる質疑応答がとりかわされましたが、詳細は会議録に譲ることとしたします。

次に、討論を省略いたして、ただちに採決いたしましたところ、本法案は起立多数をもつて政府原案通り可決すべきものと議決した次第であります。右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林眞治君） 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。

す。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林護治君） 起立多数。よつて

第百三十三号 議長の報告

本案は委員長報告の通り可決いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散會

國務大臣 岡崎 勝男君
出席政府委員

大藏政務次官 西村 直己君
厚生政務次官 松野 頼三君
運輸省自動車

局務部部長 中村 隆夫
海上保安庁長官 柳澤 米吉君

一、去る十七日函会において承認する

ことを議決し、次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

ク・サクセスで署名された議定書によつて改正されを麻薬の製造制限及

び分配取締に關する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を、國藥統制の下におく釐定書への加入

一、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

住民登録法施行法
在外公館に勤務する外務公務員の給
與に関する法律

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十六日議長において承認した師

岡健四郎を去る十七日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

任委員の辭任を許可した。
通商産業委員 上林與市郎君

労働委員 青野 武一君
一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

通商産業委員
労働委員
宵野 武一君
上林與市郎君

一、昨十八日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 若林 義孝君（理事若林義孝君去る三日委員辭任につきその間）

一、去る十七日議員から提出した議案は次の通りである。

宅地建物取引業法案（瀬戸山三男君

外十二名提出)
一、去る十日日内閣から提出した議案は次の通りである。

破壊活動防止法案
公安調査庁設置法案

公安審査委員会設置法案
一、去る十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十七日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受理した。

町村職員恩給組合法案
一、去る十七日委員会に付託された議

案は次の通りである。

町村職員恩給組合法案（内閣提出第九二号）（參議院送付）

地方行政委員会 付託
破壊活動防止法案(内閣提出第一七

昭和二十七年四月十九日 衆議院會議録第三十三号 議長の報告

公安調査庁設置法案(内閣提出第一七二号)
公安審査委員会設置法案(内閣提出第一七二号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(参議院送付)
以上四件 法務委員会 付託
国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良一君外二十七名提出、衆法第三〇号)
文部委員会 付託
一、去る十七日参議院に送付した條約は次の通りである。
千九百三十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件
國際計數センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件
一、去る十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
昭和二十五年年度一般会計予算總使用總額調書(その一)
昭和二十五年年度特別会計予算總使用總額調書(その二)
昭和二十五年年度特別会計予算總則第六條並びに昭和二十五年年度特別会計予算補正(給養)總則第四條に基(承諾を求め)く使用總額調書
昭和二十六年年度一般会計予算總使用總額調書(その一)
昭和二十六年年度特別会計予算總使用總額調書(その一)
昭和二十六年年度特別会計予算總則第七條に基(承諾を求め)く使用總額調書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案
一、去る十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
本籍選送法案(關谷勲利君外三十名提出)
一、去る十七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。
千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件
一、去る十七日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
住民登録法施行法案
一、去る十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案
一、去る十七日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
破壊活動防止法案提出反対に関する決議案(井之口政雄君外二十二名提出)

一、昨十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良一君外二十七名提出)
一、去る十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
集團赤痢先生に関する質問主意書(立花敏男君提出)

昭和二十七年四月十九日
三月三十一日第三編郵便物認可

定価 一部

十 円

発行所

東京新聞社
印刷部
電話九段四丁五五
電報掛一五〇〇